

公益法人化の申請をしました

2010年10月29日、「社団法人日本心理学会」は、かねて準備を行ってきた「公益社団法人日本心理学会」への移行認定の申請をしました。公益法人化によって、本学会が具体的にどう変わるかを、お知らせします。

公益法人は、蓮舫行政刷新担当大臣の事業仕分けでマイナスイメージが強まった感がありますが、あれは高額給与の天下りを抱える公益財団法人の場合です。日本心理学会では理事長以下、常務理事、理事、委員はまったくの無給です（キイ入力では、“無休”と変換されてしまいました。その通りでもあります）。

新しい学会制度の大枠は、移行申請が認定されたときに施行される「公益社団法人日本心理学会定款」とその「細則」に定められています。

2010年6月の社員（代議員）総会で、新しい定款案・細則案、及び規程案が承認されました。そこでは、公益法人の具備条件をクリアするために必要な措置として大きな制度設計の変化がありました。そのほか、将来構想検討委員会（田島信元委員長）による会員調査で指摘されてきた問題の解決や提言にそって学会活動を発展させ、さらに国際化をはかるための変更もありました。現在の学会からの主な変更点は次のようになります。すでに公益法人化の申請のために変更されている部分もあります。

①理事を20名から30名（専門別・地域別、各15名）に、常務理事を5名から7名に増員し、学会の事業を拡げ、運営をより円滑にします。常務理事の担当は、「総務」、「財務」、「編集」、「学術（大会、研究会、シンポジウム）」（新設）、「資格」、「渉外」（国際を含む）、「広報」（新設）の7分野です。新しい体制では、将来構想検討委員会の報告でも強調された国際化とパブリシティの強化をはかっています。

②理事・常務理事の可能な重任回数は2期までだったのを3期までとします。新しい役員体制でも、前の役員の一部が継続して仕事にあたる確率を高めることで、学会活動の継続性を考えています。

③公益法人では法人トップの意向によって理事の選任が行われることが禁止されていることで、従来、本学会で理事長が2名の理事と2名の常務理事を指名するとしていた規程が廃止されました。

④理事会は、従来は欠席でも委任状があれば可能だったのが、公益法人では委任状はきかなくなり、定足数以上の出席が成立条件になります。理事は、積極的に出席しようとする方ではないと困ることになりますが、学会の活性化にはよいことでしょう。

⑤「事業」として現定款に挙げられていたけれど実際には行われていなかった「研究及び調査の実施」という“カラ事業”を実質化するために、新しく「教育研究委員会」が設置され、すでに活動が開始されました。

⑥密接に関連して業務を行っていた「広報委員会」と「情報化委員会」の統合を行います。二つの委員会は、すでに「広報委員会」（行場次朗委員長）として統合され、ホームページのリニューアル、英文ページの充実など活発な活動を行っています。

そのほか、公益法人では学会の会員相互の閉じられた活動に限定してきた事業（共益事業）は、基本的に、広く社会一般に開かれた、一般の利益を直接に目的とする事業（公益事業）になる必要があります。そこで、諸規程の条項の内容や表現も社会に広く開かれた学会という性格になるよう変更されることになりました。

公益法人への移行認定は、他の学会では1年以上かかっているケースもあります。しかし、蓮舫大臣が基本的に4ヵ月以内に移行認定の判断を行うよう指示をしたこともあって、何も問題がなければ2011年2月頃には、移行認定がされる見込みです。したがって、本稿が掲載される『心理学ワールド』が発行されるときには、社団法人日本心理学会は繁榊算男先生を理事長とする「公益社団法人日本心理学会」になっているはずです。

公益法人移行の構想は、前理事長岩崎庸男先生のもとの執行部とワーキング・グループにはじまっています。申請まで長くご努力いただいた公益社団法人化検討委員会の先生方、ご協力いただいた理事・監事・代議員・会員の皆様、そして多大なご苦勞をいただいた事務局の皆様には深く感謝申し上げます。公益法人化の実現を心から祈ってこの原稿を送ります。

追記：2月24日、無事に公益社団法人への移行が認定されました。

〈総務担当常務理事・公益社団法人化検討委員会委員長・白鷗大学教授 仁平義明〉